

白馬村持続可能な観光地経営に関する条例

令和7年3月18日

白馬村条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、本村の観光地経営に関し、基本理念を定め、村の責務並びに村民、観光事業者、観光関係団体及び来訪者の果たすべき役割を明らかにするとともに、観光地経営に必要な財源の確保とその使途の基本方針を定めることにより、村民生活と調和した持続可能な観光振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって村民にも来訪者にも魅力ある活力に満ちた地域づくりを成し遂げ、本村経済の健全な発展及び村民生活の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 村民 白馬村内に在住し、在勤し、又は在学する個人及び村内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。
- (2) 観光事業者 白馬村内において、観光に関連する事業を営む個人、法人及び団体をいう。
- (3) 観光関係団体 観光振興を主な目的として、村民、観光事業者、行政機関等で構成される団体をいう。
- (4) 来訪者 白馬村を訪れる者又は通過する者をいう。

(基本理念)

第3条 本村は、次世代に誇れる持続可能な世界水準の観光地となるため、次の各号に掲げる事項を推進する。

- (1) 観光によって地域を活性化し、村民の生活の場として次世代に自信を持って引き継ぐことができる観光まちづくり
- (2) 観光で地域の魅力を更に磨き上げ、高い誇りを持って世界中から来訪者を迎えることができる観光まちづくり

(3) 村民の平穏な生活との調和を重視し、村民と来訪者が共に安心して、安全かつ快適に過ごすことができる観光まちづくり

(村の責務)

第4条 村は、持続可能な観光地経営に関する施策を総合的かつ計画的に実施するとともに、その財源の確保について広く検討する責務を有する。

2 村は、前条に定める基本理念に則り、村民、観光事業者及び観光関係団体が、相互に連携して観光振興に関する施策を推進できるよう調整を図るものとする。

(村民の役割)

第5条 村民は、観光の意義に対する理解及び関心を深め、魅力ある観光地の実現に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(観光事業者の役割)

第6条 観光事業者は、事業活動を通じて村民と来訪者に快適なサービス及び環境を提供するとともに、従業員に対する意識の啓発と魅力ある観光目的地の実現に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(観光関係団体の役割)

第7条 観光関係団体は、村と連携し、他の関連団体及び観光事業者間の調整に努め、計画的かつ効果的な事業の推進に努めるものとする。

(来訪者の役割)

第8条 来訪者は、美しい村と快適な生活環境を守る条例（平成27年白馬村条例第25号）を遵守し、観光地としての地域資源の保全活動等に協力するよう努めるものとする。

(白馬村観光地経営ビジョン)

第9条 村長は、持続可能な観光地経営の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、白馬村観光地経営ビジョン（以下「経営ビジョン」という。）を定めるものとする。

2 経営ビジョンは、持続可能な観光地経営に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 施策についての基本的方針

(2) 村が総合的かつ計画的に講ずるべき施策と目標

(3) 前各号に掲げるもののほか、施策を推進するために必要な事項

3 村長は、経営ビジョンを定めたときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

4 前項の規定は、経営ビジョンの変更について準用する。

(白馬村観光地経営会議)

第10条 村長は、経営ビジョンの策定や進捗管理、宿泊税の使途を審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、白馬村観光地経営会議（以下「経営会議」という。）を置く。

2 前項に規定するもののほか、経営会議については、別に条例で定める。

(財源の確保)

第11条 村長は、経営ビジョンに定める事項を推進するための事業に要する費用に充てるため、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第7項の規定に基づき、宿泊税を課する。

2 前項に規定するもののほか、宿泊税については、別に条例で定める。

(宿泊税使途の基本方針)

第12条 前条に定める宿泊税の使途は、第3条の基本理念に則り、経営ビジョンに定める経営戦略の範囲内の事業とし、次の各号に掲げる事項について事業を実施するものとする。

(1) 来訪者の利便性及び満足度向上に資する事業

(2) 来訪者のマナー向上並びに滞在中の観光防災及び感染症対策に資する事業

(3) 来訪者が訪れることで生じる自然環境や住民生活への負荷を抑えるための事業

(4) 課題抽出及び事業の評価指標の設定並びに効果検証に必要な調査及び計画に関する事業

(使途の公表)

第13条 村長は、毎年度、宿泊税の使途及びその内容を取りまとめ、これを公表するものとする。

(基金の設置)

第14条 第12条の事業に要する費用に充てるため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、白馬村観光地域づくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第15条 基金として積み立てる額は、宿泊税に相当する額から宿泊税の賦課徴収に要する費用を控除した額とし、一般会計歳入歳出予算で定める。

(現金の管理)

第16条 基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第17条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第18条 村長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第19条 村長は、第14条に定める設置の目的に応じ、その費用として一般会計歳入歳出予算に計上して処分することができる。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、白馬村宿泊税条例（令和7年白馬村条例第〇号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている観光地経営計画は、この条例の規定により策定された経営ビジョンとみなす。